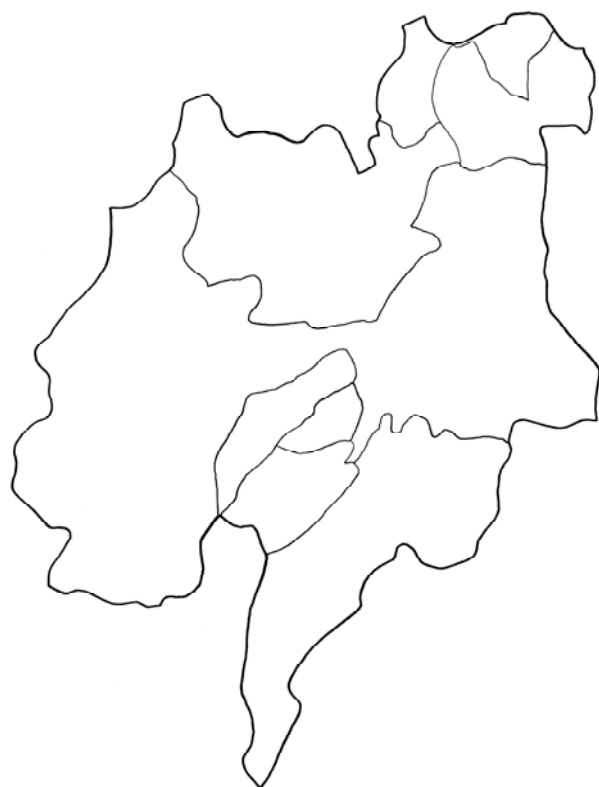


松本広域連合

広域計画

期間 平成21年度～平成25年度



松本広域連合
Matsumoto Region Union

松本広域連合

広域計画

期間 平成21年度～平成25年度

平成21年2月12日改定

目 次

広域計画の改定にあたり	1
1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること	2
2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合 及び関係市町村が行う事務に関すること	3
3 旧伝染病舎の管理に関すること	5
4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、 維持及び管理に関することを除く。）	6
5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市 町村が行う事務に関すること	8
6 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及 び関係市町村が行う事務に関すること	10
7 広域的なごみ処理の対応に関すること	11
8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関 係市町村が行う事務に関すること	12
9 調査研究に関すること	13
10 広域計画の期間及び改定に関すること	14

広域計画の改定にあたり

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ねて共通の認識に立ち、松本地域広域市町村圏（以下「圏域」という。）の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日に松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

圏域は、長野県の中央に位置し、“日本の屋根”といわれる北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。

また、広域消防や介護保険制度及び障害程度区分認定制度の導入に伴う介護認定審査会や障害程度区分認定審査会等、圏域住民の生活に極めて密接な事業の運営により、関係市町村の連帯意識も強固なものとなっています。

広域連合は、平成11年度に広域計画（計画期間は、平成15年度まで）を策定し、平成15年度に改定（計画期間は、平成20年度まで）を行い、関係市町村やその住民に対して、広域連合規約に掲げる広域計画の項目についての事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合と関係市町村の役割分担を明らかにしてきました。

前回の広域計画の改定以降、関係市町村数は、市町村合併により19から9となり、圏域の境界も変わりましたが、広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方の担う役割が今まで以上に大きくなるなかで、関係市町村におけるそれぞれの伝統や特性を尊重し、市町村の枠を超えて多様化・高度化する広域行政ニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている構造改革や圏域内で進められている市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。

今回は、これまでの5年間の事務事業を検証し、現行計画項目の経緯、現状と課題及び今後の方針と施策を見直し、向こう5年間の事務事業の指針として、広域計画を改定しました。

今後、広域連合及び関係市町村は、改定されたこの広域計画に基づき、事務事業の推進に努めます。

1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること

(1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受けて松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、圏域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年に国のふるさと市町村圏の選定を受けて松本地域ふるさと市町村圏計画を策定し、それ以降、順次改定を行い、平成17年度に第4次松本地域ふるさと市町村圏計画を策定して、今日に至っています。

この間、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行等、ふるさと市町村圏計画に登載された内容に沿って事業の展開が図られてきました。

(2) 現状と課題

ふるさと市町村圏計画は、圏域の総合的な振興の指針としての役割を持ち、策定にあたっては、国や県の計画、関係市町村の計画、広域計画等との整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割を登載してきました。

しかし、県知事が圏域を設定し、地域の振興整備を進め、行政機能の分担等を推進してきた国の広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとされ、平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱は、廃止されることになりました。

ふるさと市町村圏施策は廃止されますが、策定済みの計画やふるさと市町村圏基金等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断することが適当とされています。

(3) 今後の方針と施策

ふるさと市町村圏計画のあり方について、関係市町村間で協議を進めていきます。

2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

圏域では、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。

また、基金からの果実を原資として、関係市町村や関係団体と相互に協力しながら、圏域の活性化、イメージアップ等、圏域全体の振興を図ってきました。

この間、平成5年に開催された信州博覧会の松本広域館出展に係る剰余金等の寄付を受け、基金に積み立てました。しかし、低金利による財源不足から平成13年度及び平成14年度に、また、合併により関係市町村の枠組みが変わったことに伴い、広域観光パンフレットの改訂に充当するため、平成17年度に寄付による基金の一部を取り崩しました。

関係市町村では、それぞれの総合計画等との整合を図りながら、ふるさと市町村圏計画に基づく事業を積極的に実施するとともに、広域活動計画に基づいて広域連合が行うソフト事業にも連携・協力してきました。

(2) 現状と課題

基金設置時には、高金利に支えられ、積極的な事業展開が可能でしたが、度重なる金利の引き下げに伴い、近年は、財源である基金の果実が減少しています。

このため、平成14年度のペイオフ解禁に伴い、それ以降は、安全かつ有利な国債等の購入により果実の確保に努めていますが、果実を主な財源とするソフト事業の展開は、極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合への圏域住民及び関係市町村の期待も大きいことから、財源の確保とともに、圏域の一体感の醸成につながる事業展開に努める必要があります。

また、関係市町村では、広域事業に関する計画に登載された事業を計画的に進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

多様化し、高度化する住民ニーズに的確に対応するため、関係市町村との連携強化を図り、その果たすべき役割を適正に分担し合いながら、圏域内の様々な地域文化、観光等の資源の活用を図り、住みやすく豊かに発展する地域づくりを進めます。

このため、基金の果実等の財源確保に一層努め、必要な事業を厳選し、ふるさと市町村圏計画の「広域活動計画」で事業内容を明らかにし、関

係市町村及び関係団体と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に諸事業の展開に努めます。

また、関係市町村は、ふるさと市町村圏計画等に基づいて、市町村が主体である事業に計画的に取り組み、広域連合は、事業の実施に必要な連絡調整に努めます。

3 旧伝染病舎の管理に関すること

(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安伝染病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理や患者への対応に努めてきました。

この間、設置及び管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合から松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務については、市町村の事務から県の事務となったため、広域連合の共同処理する事務から除外するとともに、当該病舎（土地・建物）を普通財産として管理することとしました。

圏域南部の基幹医療機関である国立松本病院からの要望を受け、さらに、県からの依頼もあって、平成11年7月1日から平成13年3月31日までの間、当該病舎を同病院に無償貸与しました。その後、国立松本病院から貸与期間の延長要望があったため、平成18年3月31日まで貸与期間を延長し、併せて施設管理を同病院に委託しました。

また、松本病院（平成16年4月に国立松本病院が独立行政法人化）から引き続き借り受けたい旨の要望があったため、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、同病院と有償貸付契約を締結して、当該病舎を貸与しました。

(2) 現状と課題

平成20年4月に松本病院と中信松本病院が組織統合し、まつもと医療センターとなりましたが、地域基幹医療機関の機能を維持するために、引き続き当該病舎の有償貸付契約の延長要望があり、平成22年3月まで貸与期間を延長しました。

貸与期間終了後の財産処分について、当該病舎が有効利用されるように、関係市町村と慎重に協議していく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

まつもと医療センターは、現在、平成23年度を目標とする病院施設改修の将来構想・計画を策定中です。

旧伝染病舎の財産処分については、この将来構想・計画の内容を注視し、まつもと医療センターの意向を把握しながら、関係市町村と協議を進め、適正に対応します。

4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）

（１） 経 緯

平成５年以前の松本広域圏における消防体制は、松本市、塩尻市及び南安曇郡の一部（５町村）を除き、東筑摩郡１０町村と南安曇郡２村が非常備の状況にありました。

松本地域広域行政事務組合では、消防体制の未整備地域の解消を図るとともに圏域１９市町村を一体とした広域常備消防体制の実現に取り組み、平成５年４月１日に、松本広域消防局を発足させました。これは、市町村のそれぞれが、財政力に応じた経費負担をすることにより、圏域住民が等しく高度な消防サービスを受けることができる広域消防体制を確立した先駆的な事例として、全国的にも注目を集め、以来、松本広域消防局は、圏域住民の安全で、安心できる暮らしを確保するため、消防体制の充実強化に努めてきました。

平成１１年２月に、松本広域連合への移行を経て、平成１７年４月からは、圏域外であった木曾郡檜川村が塩尻市と合併したことに伴い、同地区を木曾広域連合に事務委託しました。

（２） 現状と課題

社会情勢の変化等により、災害は大規模化・複雑多様化し、消防業務の高度化が強く求められています。また、圏域は、「糸魚川－静岡構造線」の中央に位置することから、将来、大規模地震の発生が危惧されるなど、災害に対する住民の関心は、一層の高まりを見せています。

消防局は、防災関係機関等との連携を強化するとともに、消防、救急及び救助体制を充実させ、大規模災害や特殊災害に備えた危機管理体制の整備を進めていく必要があります。

また、平成１８年６月の消防組織法の改正を契機とした「市町村の消防の広域化」については、県内二つの消防本部体制を推進するという「長野県消防広域化推進計画」が平成２０年１月に策定されました。

この改正後の消防組織法に基づく国の基本指針によりますと、一定の期限（平成２４年度）内を目途に、消防の広域化の実現を目指すこととされています。

（３） 今後の方針と施策

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次に掲げる施策を中心に、積極的に取り組んでいきます。

- ア 常備消防体制の充実
- イ 火災予防対策の推進

ウ 大規模災害等への対応

エ 救急需要対策

オ 情報通信体制の整備

なお、「市町村の消防の広域化」については、関係市町村と十分な協議のうえ、慎重に対応していきます。

5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴う事務処理について、関係市町村は、介護保険法の保険者として、被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を担当し、広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月に介護認定審査会を設置し、同法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には、認定調査及び審査判定に関する事務処理について、広域連合と関係市町村の間に通信回線によるデータ相互伝送システム（ネットワークシステム）を構築し、紙ベースによる事務処理からデータによる事務処理に切り替えました。

その後、2回（平成15年及び平成18年）行われた制度改正の際に、必要な研修やシステム改修を実施し、効率的な審査会の運営に努めています。

(2) 現状と課題

介護保険制度については、同法の附則に制度の見直しが明記され、実際に、事業計画年度ごとに大きな改正が行われてきました。少子高齢化社会の到来による被保険者数の著しい増加に伴う保険給付費の適正な給付等により、将来にわたって制度の維持・発展を図るため、現在、予防重視システムの推進を柱にして、第4期事業計画の策定が進められています。

こうした状況のなかで、高齢化率の上昇と介護保険制度の浸透により、新規の介護認定審査申請件数は、増加傾向にあるものの、有効期間の延長により、全体の審査件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

2回の制度改正に伴い、一次判定ソフトの改訂が行われ、認知症高齢者の推計、予防給付者の選定など、審査の手法がより複雑化してきています。

平成21年についても、制度改正による一次判定ソフトの改訂が決定していますが、審査会委員は、2年の任期のなかで、複雑化する審査手法の習熟や責任を求められており、その負担が一層重くなることが予想されます。

また、一次判定ソフトの改訂に伴い、審査会事務処理システムの改修が必要となるため、広域連合と関係市町村にあっては、改修費用や事務量の増加が見込まれます。

(3) 今後の方針と施策

介護保険制度については、国の介護給付適正化計画のなかで、制度の維持・発展にあたり、適正な給付や認定を目指すこととされています。

介護認定については、制度改正に伴い、認定調査や審査手法が大きく変わり、その習熟がより困難になりますが、公平、公正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員及び認定調査員研修、合議体長連絡会等を通じ、判断基準の平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めます。

また、制度改正に的確に対応するため、国の動向を注視し、関係市町村との連携を図るなかで、効率的な事務処理に向け、適切な対応をします。

将来的には、介護保険制度の安定的な運営、事務処理の効率的な運用、圏域内の被保険者が同一の条件下で制度利用できるための一体的運営等について、広域連合及び関係市町村において、研究をしていきます。

6 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

これまで障害の種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、全ての障害者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法の一部が、平成18年4月1日に施行されました。

この法律の施行により、市町村は、審査会を設置し、障害者へのサービス提供に必要な障害程度の区分の決定を行う必要があるため、県市長会、県町村会等は、スケールメリットを生かすため、障害福祉に関して人材が豊富な県に対して審査会を設置するよう要望してきましたが、県からは、受託できない旨の回答がありました。

これを受けて、関係市町村から、平成17年11月に「市町村審査会の共同設置についての要望書」が広域連合に提出され、事務局に研究会を設置して検討を重ねた後、関係市町村議会の議決を経て、平成18年3月に障害程度区分認定審査会を共同設置することについて、県知事から許可が出されました。これにより、障害者自立支援法の一部が施行された平成18年4月1日から、事務局の組織体制の整備を進めるとともに、8合議体、40人の委員による障害程度区分認定審査会を設置し、初年度である平成18年度は、1,029件の判定を行いました。

(2) 現状と課題

平成19年度以降は、年間に約500件の審査となり、2合議体、10人の委員の体制で審査会を開催しています。また、平成21年度は、更新申請が約1,000件あり、新規申請と併せて年間1,300件の審査が見込まれるため、毎月4回(年間48回)の審査が必要となります。

今後は、障害程度区分認定審査会の将来を見据えた効率的な運営を図るため、関係市町村との連携を図るなかで、審査の依頼時期、件数、認定の有効期間、組織体制等について、調整を図っていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

障害程度区分認定審査会では、関係市町村が実施する認定調査との連携を図るなかで、「公平、公正かつ適正な審査判定」ができるように、適正で、効率的な審査会の運営に努めます。

また、国の一次判定ソフトをベースとした関係市町村との既存ネットワーク回線を介してのデータの送受信や県内の複数の広域連合と共同開発したソフトを有効に使用するなど、経費の節減に努めます。

7 広域的なごみ処理の対応に関すること

(1) 経緯

国からのごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの提示に伴い、平成10年度に関係市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、松本地域ごみ処理広域化計画(以下「ごみ処理広域化計画」という。)を策定しました。

また、平成11年6月には、この計画の推進を図るために「松本地域ごみ処理広域化推進協議会(事務局:松本地方事務所)」が設置されました。広域連合は、この協議会に参画するとともに、廃棄物処理の適正化等のため、広域的なごみ処理への対応をすることとなりました。

(2) 現状と課題

平成18年3月には、ごみ処理広域化計画に基づいて白坂衛生施設組合が解散し、麻績村と筑北村が新たに穂高広域施設組合に加盟したため、圏域のごみ処理は、現在、3組合(松本西部広域施設組合、塩尻・朝日衛生施設組合及び穂高広域施設組合)により行われています。

ごみの収集は、各市町村又は一部事務組合が実施していますが、分別収集方法やリサイクルへの取組みは、それぞれ異なっています。

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会において、ごみ処理広域化計画の進行管理、新技術の研究や情報交換、ごみ減量化やリサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究や情報交換等、必要な情報の収集に努めています。

(3) 今後の方針と施策

ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、松本地域ごみ処理広域化推進協議会を通じ、今後の地域の方向性を把握するとともに、関係市町村に共通する課題についての調査研究を進めます。

8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(1) 経緯

少子高齢化社会の到来、生活圏の拡大等に伴い、高度化し、多様化する住民ニーズへの対応、地方分権の推進による新たな市町村事務への対応など、社会情勢の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な行財政運営の推進が、自治体に強く求められています。

関係市町村にあっては、限られた財源のなかで、住民本位の効果的な諸施策を実現していくため、職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であることにより、広域連合は、広域圏が一体となった職員研修を企画し、取り組むこととなりました。

(2) 現状と課題

市町村を取り巻く行政諸課題に取り組むための職員共同研修と、関係市町村間で職員の広域的な相互派遣研修を実施しています。

各市町村が果たさなければならない行政課題の領域が拡大しているなかで、職員の能力開発や資質向上、幅広い行政感覚等を養成するため、更に内容を充実させ、研修効果を高めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

過去の研修実績や市町村の要望を踏まえ、関係市町村が抱える共通課題や時代の変化に対応した新たな行政課題などに着目し、密度の濃い専門的な研修を計画的に実施していきます。

関係市町村は、圏域の一体的な発展のため、広域連合が行う共同研修や派遣研修に積極的に協力するものとします。

9 調査研究に関すること

(1) 経緯

地方分権の推進、少子高齢化の進展、価値観の多様化、生活圏の広域化などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるとともに、多様化する住民ニーズに対応するため、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域的な諸課題についての調査研究に取り組むこととしました。

(2) 現状と課題

当面の検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査・研究を進めてきましたが、今後、更に地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが必要であることから、効率的、効果的な広域行政の推進について、住民ニーズを把握しながら幅広く調査・研究を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市町村及び関係機関との連携を図り、研究会、講演会等を通じて次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的に対応します。

ア 地方分権に関すること。

イ 広域的な地域情報化に関すること。

ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ 広域的な観光振興に関すること。

オ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

10 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、その後は、5年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時、改定を行うものとします。

広域シンボルマーク



「円」は、広域圏を表し、「m」は、松本の頭文字を手書きで表現し、松本地域の市町村が力強く未来に向かって飛躍、発展する様子进行を象徴しています。